

# 経 済 産 業 省

20150717商局第3号  
平成27年7月24日

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 寺澤 達也

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部改正  
について

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（20130605商  
局第3号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

本解釈は、平成27年10月1日から適用する。

## 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部改正 新旧対照表

○電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について (20130605商局第3号) 【別表第十二関係】

(傍線部分は改正部分)

改正後				現 行			
別表第十二 国際規格等に準拠した基準 1・2 (略) 表1. 電気安全に関する基準				別表第十二 国際規格等に準拠した基準 1・2 (略) 表1. 電気安全に関する基準			
基 準			備 考	基 準			備 考
基準番号	表題	本文※		基準番号	表題	本文※	
J60065(H26) ～ J60598-2-1(H23)	(略)	(略)	(略)	J60065(H26) ～ J60598-2-1(H23)	(略)	(略)	(略)
<u>J60598-2-2(H27)</u>	<u>照明器具－ 第2－2部:埋込み形照 明器具に関する安全性 要求事項</u>	<u>JIS C 8105-2- 2:2014</u>	<u>IEC 60598-2-2 (2011)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60598-2-2(H23)	照明器具－ 第2－2部:埋込み形照 明器具に関する安全性 要求事項	JIS C 8105-2- 2:2003+ 追 補 1(2010)	IEC 60598-2-2 (1996), Amd. No .1(1997) に 対 応 <u>平成30年9月30 日まで有効</u>	J60598-2- 2(H23)	照明器具－ 第2－2部:埋込み形照 明器具に関する安全性 要求事項	JIS C 8105-2- 2:2003+ 追 補 1(2010)	IEC 60598-2-2 (1996), Amd. No .1(1997) に 対 応
J60598-2-	(略)	(略)	(略)	J60598-2-	(略)	(略)	(略)

3 (H26) ～ J60598-2-7 (H14)				3 (H26) ～ J60598-2-7 (H14)			
<u>J60598-2-8 (H27)</u>	<u>照明器具－ 第 2－8 部：ハンドランプに関する安全性要求事項</u>	<u>JIS C 8105-2-8:2014</u>	<u>IEC 60598-2-8 (2013) に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60598-2-8 (H14)	照明器具 パート 2：個別要求事項 セクション 8：ハンドランプ(4. 1 版対応のパート 1 を併用する)	別紙124	IEC 60598-2-8 (1996) に対応 <u>平成30年9月30日まで有効</u>	J60598-2-8 (H14)	照明器具 パート 2：個別要求事項 セクション 8：ハンドランプ(4. 1 版対応のパート 1 を併用する)	別紙124	IEC 60598-2-8 (1996) に対応
J60598-2-9 (H25) ～ J60598-2-11 (H26)	(略)	(略)	(略)	J60598-2-9 (H25) ～ J60598-2-11 (H26)	(略)	(略)	(略)
<u>J60598-2-12 (H27)</u>	<u>照明器具－ 第 2－1 2 部：電源コンセント取付形常夜灯に関する安全性要求事項</u>	<u>JIS C 8105-2-12:2014</u>	<u>IEC 60598-2-12 (2013) に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60598-2-12 (H23)	照明器具－ 第 2－1 2 部：電源コン	JIS C 8105-2-12:2009	IEC 60598-2-12 (2006) に対応	J60598-2-12 (H23)	照明器具－ 第 2－1 2 部：電源コン	JIS C 8105-2-12:2009	IEC 60598-2-12 (2006) に対応

	セント取付形常夜灯に関する安全性要求事項		<u>平成30年9月30日</u> まで有効		セント取付形常夜灯に関する安全性要求事項		
<u>J60598-2-13</u> (H27)	<u>照明器具ー第2ー13部:地中埋込み形照明器具に関する安全性要求事項</u>	<u>JIS C 8105-2-13:2009+追補1</u> (2014)	<u>IEC 60598-2-13</u> (2006), <u>Amd. No1</u> (2011) に対応	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60598-2-13 (H23)	照明器具ー第2ー13部:地中埋込み形照明器具に関する安全性要求事項	JIS C 8105-2-13:2009	IEC 60598-2-13 (2006) に対応 <u>平成30年9月30日</u> まで有効	J60598-2-13 (H23)	照明器具ー第2ー13部:地中埋込み形照明器具に関する安全性要求事項	JIS C 8105-2-13:2009	IEC 60598-2-13 (2006) に対応
J60598-2-14 (H26) ～ J60598-2-20 (H14)	(略)	(略)	(略)	J60598-2-14 (H26) ～ J60598-2-20 (H14)	(略)	(略)	(略)
<u>J60598-2-22</u> (H27)	<u>照明器具ー第2ー22部:非常時照明用照明器具に関する安全性要求事項</u>	<u>JIS C 8105-2-22:2014</u>	<u>IEC 60598-2-22</u> (2014) に対応	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60598-2-22 (H14)	照明器具 パート2:個別要求事項 セクション22:非常時用 照明器具(4.1版対応 のパート1を併用する)	別紙129	IEC 60598-2-22 (1997) に対応 <u>平成30年9月30日</u> まで有効	J60598-2-22 (H14)	照明器具 パート2:個別要求事項 セクション22:非常時用 照明器具(4.1版対応 のパート1を併用する)	別紙129	IEC 60598-2-22 (1997) に対応

J60598-2-24(H26) ～ J60838-1(H20)	(略)	(略)	(略)	J60598-2-24(H26) ～ J60838-1(H20)	(略)	(略)	(略)
J60838-2-1(H25)	ランプソケット類－ 第2－1部：S14形ランプソケットに関する 安全性要求事項	JIS C 8121-2-1: <u>2011</u>	IEC 60838-2-1(1994), Amd. No. 1(1998), Amd. 2(2004)に対応	J60838-2-1(H25)	ランプソケット類－ 第2－1部：S14形ランプソケットに関する 安全性要求事項	JIS C 8121-2-1: <u>2000</u>	IEC 60838-2-1(1994), Amd. No. 1(1998), Amd. 2(2004)に対応
J60838-2-1(H20) ～ J60928(H14)	(略)	(略)	(略)	J60838-2-1(H20) ～ J60928(H14)	(略)	(略)	(略)
J60950-1(H27)	情報技術機器－安全性 － 第1部：一般要求事項	JIS C 6950-1: <u>2012+ 追補1(2014)</u>	IEC 60950-1(2005), Amd. No. 1(2009)に対応	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60950-1(H26)	情報技術機器－安全性 － 第1部：一般要求事項	JIS C 6950-1:2012	IEC 60950-1(2005)に対応 <u>平成30年9月30日まで有効</u>	J60950-1(H26)	情報技術機器－安全性 － 第1部：一般要求事項	JIS C 6950-1:2012	IEC 60950-1(2005)に対応
J60950-1(H22) ～	(略)	(略)	(略)	J60950-1(H22) ～	(略)	(略)	(略)

J61558-2-2(H21)				J61558-2-2(H21)			
<u>J61558-2-3(H27)</u>	<u>変圧器, 電源装置, リアクトル及びこれに類する装置の安全性－</u> <u>第2－3部: ガスバーナ及び石油バーナ用点火変圧器の個別要求事項</u>	<u>JIS C 61558-2-3:2014</u>	<u>IEC 61558-2-3(2010)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J61558-2-3(H21)	変圧器, 電源装置, リアクトル及びこれに類する装置の安全性－ 第2－3部: ガスバーナ及び石油バーナ用点火変圧器の個別要求事項	JIS C 61558-2-3:2008	IEC 61558-2-3(1999)に対応 <u>平成30年9月30日まで有効</u>	J61558-2-3(H21)	変圧器, 電源装置, リアクトル及びこれに類する装置の安全性－ 第2－3部: ガスバーナ及び石油バーナ用点火変圧器の個別要求事項	JIS C 61558-2-3:2008	IEC 61558-2-3(1999)に対応
J61558-2-4(H26) ・ J61558-2-4(H21)	(略)	(略)	(略)	J61558-2-4(H26) ・ J61558-2-4(H21)	(略)	(略)	(略)
<u>J61558-2-5(H27)</u>	<u>変圧器, 電源装置, リアクトル及びこれに類する装置の安全性－</u> <u>第2－5部: かみそり用変圧器及びかみそり用</u>	<u>JIS C 61558-2-5:2014</u>	<u>IEC 61558-2-5(2010)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

	<u>電源装置の個別要求事項</u>						
J61558-2-5(H21)	変圧器，電源装置，リアクトル及びこれに類する装置の安全性－ 第2－5部：かみそり用変圧器及びかみそり用電源装置の個別要求事項	JIS C 61558-2-5:2008	IEC 61558-2-5(1997)に対応 <u>平成30年9月30日</u> まで有効	J61558-2-5(H21)	変圧器，電源装置，リアクトル及びこれに類する装置の安全性－ 第2－5部：かみそり用変圧器及びかみそり用電源装置の個別要求事項	JIS C 61558-2-5:2008	IEC 61558-2-5(1997)に対応
J61558-2-6(H26) ～ J61558-2-7(H21)	(略)	(略)	(略)	J61558-2-6(H26) ～ J61558-2-7(H21)	(略)	(略)	(略)
<u>J61558-2-8(H27)</u>	<u>変圧器，電源装置，リアクトル及びこれに類する装置の安全性－</u> <u>第2－8部：ベル及びチャイム用変圧器の個別要求事項</u>	<u>JIS C 61558-2-8:2014</u>	<u>IEC 61558-2-8(2010)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J61558-2-8(H21)	変圧器，電源装置，リアクトル及びこれに類する装置の安全性－ 第2－8部：ベル及びチ	JIS C 61558-2-8:2008	IEC 61558-2-8(1998)に対応 <u>平成30年9月30日</u> まで有効	J61558-2-8(H21)	変圧器，電源装置，リアクトル及びこれに類する装置の安全性－ 第2－8部：ベル及びチ	JIS C 61558-2-8:2008	IEC 61558-2-8(1998)に対応

	ヤイム用変圧器の個別 要求事項				ヤイム用変圧器の個別 要求事項		
J61558-2- 9(H21) ～ J8528-8(H 16)	(略)	(略)	(略)	J61558-2- 9(H21) ～ J8528-8(H 16)	(略)	(略)	(略)
<p>※本文別紙中の下線は、対応する国際規格との差異である。</p> <p>表 2～表 5 (略)</p>				<p>※本文別紙中の下線は、対応する国際規格との差異である。</p> <p>表 2～表 5 (略)</p>			